(j)　日本国は、日本国の表の「実施区分」欄に「SG1*」を掲げる品目に該当する原産農産品については、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五に規定する牛肉に係る関税の緊急措置を適用しない。

(k)　(b)(i)の規定の適用上、適用される一年目の発動水準は、二十四万二千メートル・トンに、分母を三百六十五とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

10

豚肉についての農産品セーフガード措置

(a)　日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG2」を掲げる品目に該当する原産農産品（以下「SG2産品」という。）について、次の条件が満たされる場合にのみ、農産品セーフガード措置をとることができる。

(i)　一年目については、アメリカ合衆国からのSG2産品の合計輸入数量が、(f)に定める発動水準を超える場合

(ii)　二年目及び三年目については、各年におけるアメリカ合衆国からのSG2産品の合計輸入数量が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からのSG2産品の合計輸入数量のうち最大のものの百十六パーセントを超える場合

(iii)　四年目及び五年目については、次のとおりとする。

(A)　日本国は、アメリカ合衆国からの基準価格に等しい価格又はこれを超える価格で輸入されるSG2産品の各年における合計輸入数量が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からの当該SG2産品の合計輸入数量のうち最大のものの百十六パーセントを超える場合には、アメリカ合衆国からの当該SG2産品に対してこの10の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(B)　日本国は、アメリカ合衆国からの基準価格よりも低い価格で輸入されるSG2産品及び当該価格で輸入される二千十八年三月八日にサンティアゴで作成された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）の締約国（原署名国に限る。）からのCPTPPの規定に従ってCPTPPにおける原産品とされる産品（以下「CPTPP原産品」という。）であって日本国の表の「実施区分」欄に「SG2」を掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合には、アメリカ合衆国からの当該SG2産品に対してこの10の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(iv)

(A)　日本国は、アメリカ合衆国からの基準価格に等しい価格又はこれを超える価格で輸入されるSG2産品の各年における合計輸入数量が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からの当該SG2産品の合計輸入数量のうち最大のものの百十六パーセントを超える場合には、アメリカ合衆国からの当該SG2産品に対してこの10の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(B)　日本国は、アメリカ合衆国からの基準価格よりも低い価格で輸入されるSG2産品及び当該価格で輸入されるCPTPP原産品であって日本国の表の「実施区分」欄に「SG2」を掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数量が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からの当該SG2産品の合計輸入数量のうち最大のものの百十九パーセントを超える場合には、アメリカ合衆国からの当該SG2産品に対してこの10の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(C)　日本国は、アメリカ合衆国からの基準価格よりも低い価格で輸入されるSG2産品及び当該価格で輸入されるCPTPP原産品であって日本国の表の「実施区分」欄に「SG2」を掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合には、アメリカ合衆国からの当該SG2産品に対してこの10の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(1)　四年目については、九万メートル・トン

(2)　五年目については、十万二千メートル・トン

六年目から十年目までの各年については、次のとおりとする。

(A)　日本国は、アメリカ合衆国からの基準価格に等しい価格又はこれを超える価格で輸入されるSG2産品の各年における合計輸入数量が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からの当該SG2産品の合計輸入数量のうち最大のものの百十九パーセントを超える場合には、アメリカ合衆国からの当該SG2産品に対してこの10の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(B)　日本国は、アメリカ合衆国からの基準価格よりも低い価格で輸入されるSG2産品及び当該価格で輸入されるCPTPP原産品であって日本国の表の「実施区分」欄に「SG2」を掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数量が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からの当該SG2産品の合計輸入数量のうち最大のものの百十九パーセントを超える場合には、アメリカ合衆国からの当該SG2産品に対してこの10の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(C)　日本国は、アメリカ合衆国からの基準価格よりも低い価格で輸入されるSG2産品及び当該価格で輸入されるCPTPP原産品であって日本国の表の「実施区分」欄に「SG2」を掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合には、アメリカ合衆国からの当該SG2産品に対してこの10の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(1)　六年目については、十一万四千メートル・トン

(2)　七年目については、十二万六千メートル・トン

(3)　八年目については、十三万八千メートル・トン

(4)　九年目については、十五万メートル・トン

(5)　十年目については、十五万メートル・トン

(iii)　及びこの(iv)の規定の適用上、「基準価格」とは、次の価格をいう。

(C)　関税分類番号〇二〇三一二・〇二三、〇二〇三一二・〇二四、〇二〇三一二・〇二五、〇二〇三一九・〇二三、〇二〇三一九・〇二四、〇二〇三一九・〇二五、〇二〇三二二・〇二三、〇二〇三二二・〇二四、〇二〇三二二・〇二五、〇二〇三二九・〇二三、〇二〇三二九・〇二四、〇二〇三二九・〇二五、〇二〇六三〇・〇九三、〇二〇六三〇・〇九四、〇二〇六三〇・〇九五、〇二〇六四九・〇九三、〇二〇六四九・〇九四又は〇二〇六四九・〇九五の品目に該当する原産農産品については、一キログラムにつき三百九十九円

(D)　関税分類番号〇二〇三一一・〇二〇、〇二〇三一一・〇三一、〇二〇三一一・〇三二、〇二〇三二一・〇二〇、〇二〇三二一・〇三一又は〇二〇三二一・〇三二の品目に該当する原産農産品については、一キログラムにつき二百九十九円二十五銭

(b)

(i)　関税分類番号〇二〇三一一・〇四〇、〇二〇三一二・〇二二、〇二〇三一九・〇二二、〇二〇三二一・〇四〇、〇二〇三二二・〇二二、〇二〇三二九・〇二二、〇二〇六三〇・〇九九又は〇二〇六四九・〇九九の品目に該当するSG2産品については、

(A)　一年目及び二年目については、四パーセント

(B)　三年目から五年目までについては、三・四パーセント

(C)　六年目から八年目までについては、二・八パーセント

(D)　九年目及び十年目については、二・二パーセント

(ii)　関税分類番号〇二〇三一二・〇二三、〇二〇三一二・〇二四、〇二〇三一二・〇二五、〇二〇三一九・〇二三、〇二〇三一九・〇二四、〇二〇三一九・〇二五、〇二〇三二二・〇二三、〇二〇三二二・〇二四、〇二〇三二二・〇二五、〇二〇三二九・〇二三、〇二〇三二九・〇二四、〇二〇三二九・〇二五、〇二〇六三〇・〇九三、〇二〇六三〇・〇九四、〇二〇六三〇・〇九五、〇二〇六四九・〇九三、〇二〇六四九・〇九四又は〇二〇六四九・〇九五の品目に該当するSG2産品については、次のもののうちいずれか低いものとする。

(A)　一キログラム当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格と第一セーフガード基準輸入価格との差額

(B)　第一代替税率

この(ii)の規定の適用上、

(C)　「第一セーフガード基準輸入価格」とは、一キログラムにつき五百二十四円に、百パーセントに各年について(i)に定める関税率を加えた百分率を乗じて得た価格に等しい価格をいう。

(D)　「第一代替税率」とは、次の関税率をいう。

(1)　一年目から三年目までについては、関税分類番号〇二〇三一二・〇二三、〇二〇三一九・〇二三、〇二〇三二二・〇二三、〇二〇三二九・〇二三、〇二〇六三〇・〇九三又は〇二〇六四九・〇九三の品目について日本国の表に定める関税率

(2)　四年目から八年目までについては、一キログラムにつき百円

(3)　九年目及び十年目については、一キログラムにつき七十円